

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 5 月 31 日

日本電気株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 吉村 貞彦 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大木 一也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、日本電気株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第168期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い日本電気株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

なお、注記「連結計算書類作成のための基本となる事項 2. 会計方針の変更」に記載のとおり、会社は当営業年度より、米国財務会計基準審議会の基準書第143号「資産の除却債務に関する会計処理」の解釈指針第47号「条件付資産の除却債務に関する会計処理」を適用している。この変更は、会計基準の適用開始に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。

また、NECインフロンティア株式会社の株式交換による完全子会社化に関する後発事象が営業報告書に記載されている。

追記情報

連結計算書類作成のための基本となる事項に記載のとおり、会社は米国証券取引委員会から平成18年4月28日付コメント・レターを受領し、平成18年5月19日にこれに対する回答書を提出している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第168期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表および連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、また、必要に応じて子会社および連結子会社に赴き、会計に関する報告を受けるとともに、その業務および財産の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社および連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

なお、当社連結子会社の従業員による架空取引（平成18年3月に開示済）、非継続事業に関する一部組替え等により、過年度の財務情報の修正再表示が行なわれております。

平成18年6月7日

日本電気株式会社 監査役会

監査役(常勤)	松本滋夫	印
監査役(常勤)	高久田博	印
監査役	可部恒雄	印
監査役	横山進一	印
監査役	重松宗男	印

(注) 監査役 可部恒雄、監査役 横山進一および監査役 重松宗男は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。